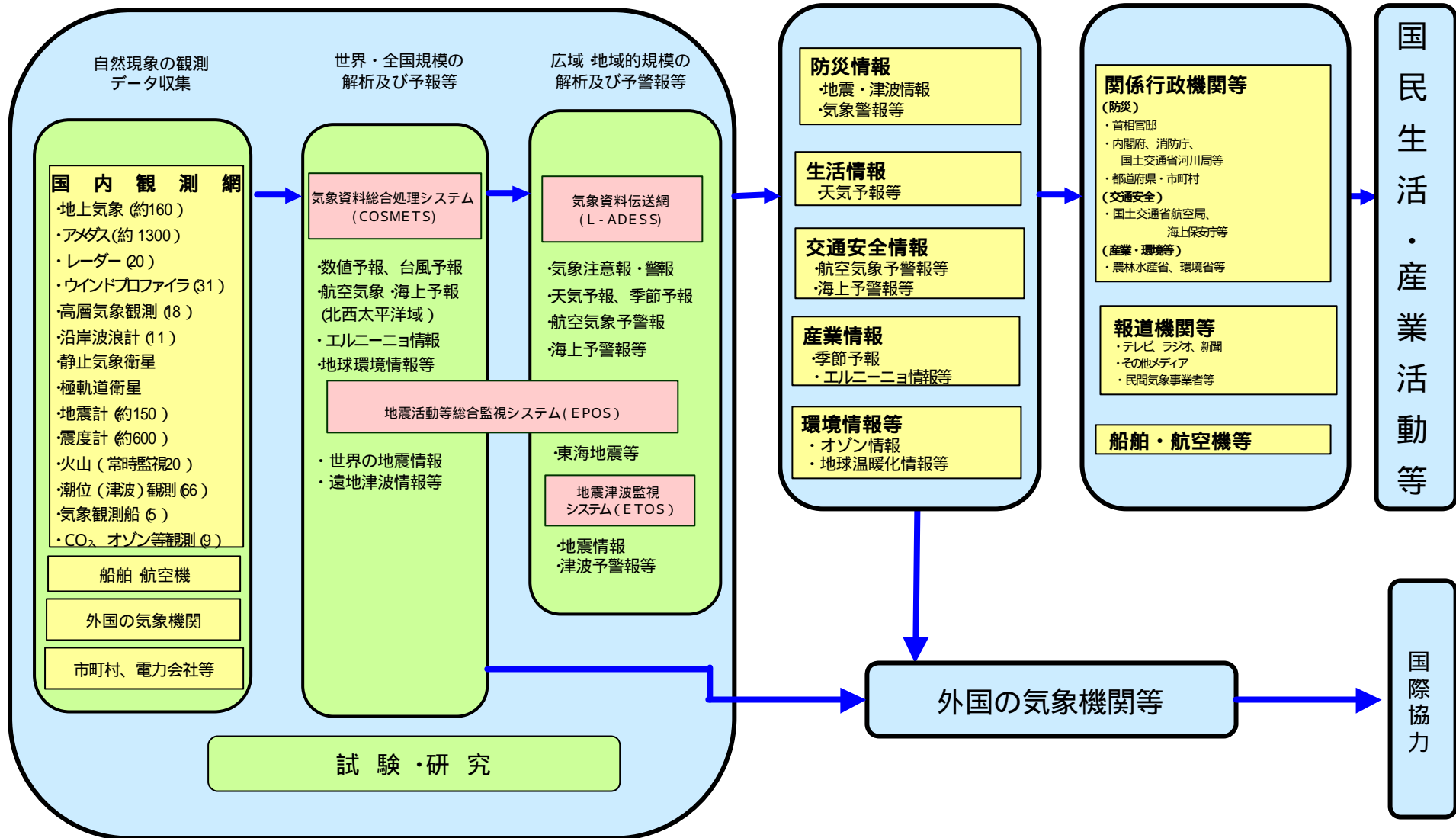


# 官業民営化等WGヒアリング調査票

(所管省庁名：国土交通省)

1. 名称	気象等の観測
2. 根拠法令	国土交通省設置法第4条第120号、第47条 国土交通省組織令第229条～第231条 第236条～第238条等
3. 実施主体	国
4. 従事者数	468名(平成16年度定員)
5. 予算額	6739百万円(平成16年度予算)
6. 事業の内容	気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集、発表及び公衆への周知
7. 民間移管の 具体的内容	<p>気象庁が使用するものも含め、気象測器の精度等の検査においては、民間の事業者による検査結果を利用できる制度を導入(平成14年度～)</p> <p>データの収集・処理、施設の保守点検・修理等については、専門技術を有する通信事業者、気象測器製造事業者等への委託等民間事業者を活用。</p> <p>民間の船舶及び航空機は国際条約上の責務として気象の観測を行っているため、これらによる観測成果の報告を受けている。</p> <p>雨量、積雪深、地震、津波、火山現象等については、観測の実態を踏まえ、部外の自治体、研究機関等から、委託観測、オンライン提供等によるデータ提供を受けている。</p>
8. 更なる民間開放 についての見解	<p>気象等の観測は、予報・警報の基盤であると同時に、観測の成果自体が防災気象情報として危機管理に直結することから、基幹的な観測網の整備・維持は国が自らの責任を以て継続的・安定的に直接実施すべきものである。また、予報・警報を行うにあたっては現象の進行に応じた観測の強化や現況との比較検証といった作業が必要であり、観測と予報・警報は一体的に運用されるべきものである。</p> <p>また、世界的な気象観測網の整備・維持、地球環境保護のために行う観測等は、国際的連携の下で、継続的・安定的に実施すべきものであり、その確実な実施は、一貫して国の機関自らの手によるべきである。</p> <p>防災気象情報は危機管理に直結する情報であり、特に警報の作成・発表には一元性が必要であるため、国の責任で行う必要がある。また、防災気象情報の作成・発表にあたっては、災害の進行及び防災対応の状況、防災設備の状態等も考慮するため、国の関係機関及び自治体と連携しつつ、さらに防災対応技術・予報技術の日々の発展も勘案して、予報官等の総合的判断で行う必要がある。</p> <p>一方、気象庁が現在部外から提供を受けている観測データには、民間の船舶及び航空機から報告される観測成果、委託観測者からの積雪深の報告、自治体、研究機関等からの地震・津波・火山の観測データといったものがあり、それぞれの分野で活用されている。</p> <p>なお、世界気象機関条約により、世界的な観測網の確立、観測成果の国際交換等は、各国の気象機関の義務とされており、また、気象業務の特殊性から、世界規模の観測網の整備が必要であり、各国の気象機関による安定的・継続的な実施が必要である。</p>

# 気象情報の流れ



# 世界気象機関（WMO）について

## 1 世界気象機関（WMO : World Meteorological Organization）とは

世界の気象事業の調和的発展を目標とした国際計画の推進・調整を行うため、昭和 25 年（1950 年）、世界気象機関条約に基づいて設立された国際連合の専門機関の一つである。平成 14 年 12 月現在、185 の国と地域が条約に加盟し、WMO の構成員となっている。

事務局は、ジュネーブ（スイス）にある。

## 2 運営

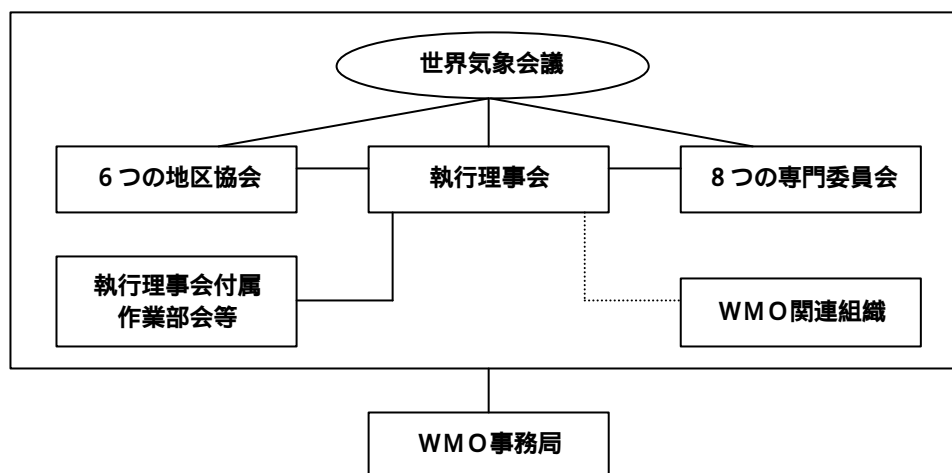
世界気象会議（全構成員がメンバー）を、4 年毎に開催し、向こう 4 年間の財政期の最高支出限度額、分担金分担率、事業計画、役員人事等を決定する。また、毎年、執行理事会（選任された 36 名がメンバー）を開催し、毎年の詳細な予算や実施事業計画を決定する。

さらに、8 つの専門委員会及びその下の作業部会により、世界気象監視監(WWW : World Weather Watch)計画など専門的、技術的な事項の審議、検討を行っている。

## 3 気象庁との関係

わが国は、昭和 28 年(1953 年)に加盟して以来、アジア地域における気象情報サービスの要として、中心的な構成員の一つとなっている。

歴代の気象庁長官は、世界気象会議で執行理事に選出され、毎年の執行理事会に出席し、事業計画や予算の審議に参画している。また、気象庁の多くの専門家が、専門委員会やその下の作業部会等の活動に参加・協力している。



世界気象機関（WMO）の組織